

高知県県営住宅全面的改善事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県県営住宅全面的改善事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、県営住宅全面的改善事業を推進するため、当該県営住宅の入居者（以下「補助対象者」という。）が当該県営住宅を退去後再入居するまでの間（入居指定日の前日を限度とする。）、県営住宅以外の住宅（以下「仮住居」という。）を使用するのに要する経費（以下「仮住居借上げ費」という。）に対して予算の範囲内で補助する。ただし、補助対象者が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(1) 暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。次号において「暴排条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。）であるとき。

(2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

(補助額の範囲)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の仮住居借上げ費に対する補助額は、仮住居借上げ費と退去前の県営住宅の家賃の額（減免が行われているときは、減免後の額）との差とする。ただし、1月当たり47,000円を限度とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項及び第2項の補助金等交付申請書並びに関係書類の様式は、それぞれ別記第1号様式及び別記第2号によるものとし、各1通を知事に提出しなければならない。

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達するために、補助対象者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 原則として、県が指定する期限までに、改善後の県営住宅へ再入居を行うこと。ただし、仮住居に居住期間中、再入居を辞退しなければならない事態が発生した場合は、10日以内に別記第8号様式による再入居辞退届を提出しなければならない。

(2) 仮住居借上げ費又は入居状況に変更があった場合は、速やかに別記第3号様式による変更申請書を提出して知事の承認を受けること。

(補助金の交付の決定の通知等)

第6条 知事は、補助金の交付の決定をしたとき又は変更の決定をしたときは、速やかに補助対象者に対し、別記第4号様式による交付決定通知書又は別記第5号様式による交付決定変更通知書により通知を行うものとする。

2 知事は、再入居辞退届を受理したときは、その翌月から補助を中止するものとする。

(概算払)

第7条 補助金の支払は、原則として概算払とし、毎月1回行うものとする。

2 補助対象者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、別記第6号様式による仮住居借上げ費請求書に別記第7号様式による家賃受領証明書を添え、毎月知事が指定する日までに知事に提出しなければならない。この場合において、仮住居の退去月に家賃を日割り計算するときには、精算後の家賃について別記第7号様式による家賃受領証明書を提出するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書は、別記第7号様式による家賃受領証明書とする。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第9条 知事は、補助対象者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- 2 補助対象者は、前項の規定に基づき、補助金の交付の決定が取り消された場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金に、補助金の受領の日から返還の日までの日数に応じ年10.95パーセントの割合で計算した加算金を付して知事に返還しなければならない。

(情報の開示)

第10条 補助対象事業又は補助対象者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示以外の項目は、原則として開示するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第9条及び第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第4条関係）

高知県県営住宅全面的改善事業費補助金交付申請書

高知県補助金等交付規則第3条及び高知県県営住宅全面的改善事業費補助金交付要綱第4条の規定により、高知県県営住宅全面的改善事業費補助金の交付を関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容

県営住宅全面的改善事業を推進するため、当該住宅を退去後再入居するまでの間の仮住居借上げ費に対する補助

2 補助金交付申請額

円

3 補助金交付額の算出基礎及び遂行計画

別表のとおり

4 添付書類

入居証明書

賃貸借契約書の写し

令和 年 月 日

高 知 県 知 事 様

申請者住所

申請者氏名

生年月日

第2号様式（第4条関係）

入居証明書

令和 年 月 日

高知県知事様

※家主、管理者等

住所 _____

氏名 _____ 印

下記の者の、下記の住所の住宅に { 入居していること
入居すること } を証明します。

記

借主住所 _____

借主氏名 _____

月額家賃 _____ 円

※共益費、駐車場代等を除いた額を記入してください。

第3号様式（第5条関係）

高知県県営住宅全面的改善事業費補助金交付変更申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知がありました標記補助金について、申請内容に変更が生じたので、高知県県営住宅全面的改善事業費補助金交付要綱第5条第2号の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 補助金変更交付申請額

変更前 円

変更後 円

3 変更後の補助金交付額の算出基礎及び遂行計画

別表のとおり

4 添付書類

入居証明書

その他変更内容を証明する書類

令和 年 月 日

高 知 県 知 事 様

申請者住所

申請者氏名

第4号様式（第6条関係）

高知県指令

第 号

補助金交付決定通知書

住所

氏名

様

令和 年 月 日付け 第 号で申請がありました令和 年度県営住宅全面的改善事業費補助金については、下記条件により金 円を交付することに決定しましたので通知します。

令和 年 月 日

高知県知事

記

補助金交付申請金額 円

交付決定補助金額 円

補助対象期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

第5号様式（第6条関係）

高知県指令 第 号

住所

氏名 様

高知県県営住宅全面的改善事業費補助金交付決定変更通知書

高知県県営住宅全面的改善事業費補助金については、下記のとおり決定内容を変更しましたので、通知します。

令和 年 月 日

高知県知事

記

1 変更内容

2 変更理由

第6号様式（第7条関係）

仮住居借上げ費請求書

金 _____ 円

ただし、県営住宅 _____ 団地全面的改善事業に伴う令和 _____ 年 _____ 月分
仮住居費

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

住 所 _____

氏 名 _____

高 知 県 知 事 様

＊振込希望金融機関（ _____ ） _____ 支店

口座番号（当座・普通） _____

口座名義人氏名（カナ）（ _____ ）

第7号様式（第7条、第8条関係）

家賃受領証明書

令和 年 月 日

様

※家主、管理者等

住所 _____

氏名 _____ 印

下記のとおり家賃を受領したことを証明します。

記

1 住宅の所在地 _____

2 受領金額 _____ 円

※共益費、駐車場代等を除いた額を記入してください。

ただし、令和 年 月分家賃

第8号様式（第5条関係）

再 入 居 辞 退 届

令和 年 月 日

高 知 県 知 事 様

住 所

氏 名

私は、県営住宅 団地を退去するときには、改善後の新 団地への
再入居を希望していましたが、下記により、再入居を辞退しますので、届け出
ます。

記

理 由

別表

氏 名

補助対象月	仮住居借上げ費 月額 A	退去前県営住宅家賃 月額 B	補助金月額 (A - B)
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
1			
2			
3			
合計			

(注) 補助金月額は、47,000円を上限としてください。